関西自然保護機構会誌 22 (2) : 117−121, 2000

# レッドデータブックのあり方：全国版と地方版

京都大学大学院人間・環境学研究科 松 井 正 文

# HOW SHOULD NATIONAL AND LOCAL GOVERNMENTS SEGREGATE IN PUBLISHING RED DATA BOOKS?

Masafumi MATSUI *Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University*

## はじめに

いまから9年前に，環境庁が，日本の絶滅のおそれのある野生生物 −レッドデータブック−（環境庁，1991）を発行すると，これに刺激されたかのように，各都道府県がこぞって独自のレッドデータブック（以下RDBと略す）を作成し始めた。すでに約半数の都府県でRDBが発行されているが，残りの道府県でも現在，編集ないし印刷中であったり，発行を目指して調査が進んでいるという。

ここでは環境庁版（以下では全国版と略す）と都道府県版（以下では地方版と略す）のRDBの比較をし，そこに見られる類似点と相違点から，両者の関係に関わる問題点を浮き彫りにしたい。しかし，紙面と，何よりも準備に要する時間的な制約から，ここでいう地方版は地域的に関西を中心としたものであり，また生物群に関しては動物，ことに両生・爬虫類中心の話題のみを取りあげることをお断りしておきたい。なお，全国版のRDBには，水産庁版（水産庁，1998）もあるが，ここでは全国版を環境庁版に限って問題としたい。

## 全国版のRDBとその改訂

レッドデータリストないし，RDBは，刻々と変化する生物種とそれを取り巻く環境に基づいて作成される。この本来の性格から，RDBに定期的な見直しが必要とされるのは必然的帰結といえる。各地でRDBが発行されるきっかけをつくった環境庁は，まず爬虫両生類の改訂リストを1997年に発表し，改訂版ブックをようやく今年になって発行した（環境庁自然保護局野生生物課，2000）。1997年には続いて植物の改訂リストが完成し，1998年には哺乳類，鳥類の改訂リストも出ている。

これらの見直しに当たって，全国版ではカテゴリーの大改訂が行なわれた。すなわち，1994年に採択された国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストの基準（IUCN, 1996）に従い，従来の定性的な評価基準に代わって，定量的な基準を採用しようとしたのである。その結果，具体的には，旧カテゴリーの絶滅危惧が絶滅危惧IA類，IB類の2つに区分されると同時に，野生絶滅，情報不足というカテゴリーが加わった。また，旧カテゴリーの危急種は絶滅危惧II類，希少種は準絶滅危惧と改名された。IUCNのリストの基準に従ったカテゴリーの改訂の本来の目的は，減少率など数値的な評価基準を取り入れることであったが，植物以外のほとんどの生物群では基礎資料が揃わず，まだ成功していないのが実情である。

## 地方版のRDB

地方版で最初のRDBは神奈川，兵庫，三重，山口県版で1995年に発行され，その後現在まで多くの府県で進行中である。最近発行されたもののなかには，生物種目録とRDBに相当する部分を分けたものがあり（例えば，東京都環境保全局，1998 a, b；大阪府，2000 a），また印刷物ではなく，CD-ROMを用いている場合もある（滋賀県琵琶湖環境部自然保護課，2000 a）。こうした地方版RDBに掲載されている生物の種（亜種）数は，広島県版の300から，東京都版の2223まで変異に富むが，これは必ずしも，それらの都府県に産する生物の総種数を反映してのものではない。神奈川県のように健在種を含むものもあるから，この数だけに頼っては，各地方における生物種の絶滅危険度は判断できない。

地方版の掲載生物群の内容は，都府県によってかなり異なる。扱われている動物群では，哺乳類，鳥類，爬虫類，両生類は常に，淡水魚類，昆虫もほとんどの場合には含まれている。これらに次いで，淡水，陸産貝類を掲載している場合が多い。このような地方版の掲載生物群の内容は，各府県によって，特定の生物群に詳しい調査研究者がどれだけいるかで変わるのが現状である。

また，RDB掲載種を表にまとめる形式の兵庫県版（兵庫県，1995）や東京都版（東京都環境保全局，1998 a）に始まり，それぞれの種について写真と簡単な解説を付けた三重県版（三重県自然誌の会，1995），種ごとの詳しい解説付きの沖縄県版（沖縄県環境保健部自然保護課，1996）まで，地方版における種の解説の詳細度はさまざまである。これは，地方版の元データの精度がさまざまであることにも起因している。元データには，単なる文献調査中心から，研究者による詳細な現地調査結果に基づくものまでがあるからである。そして，地方版の内容に見られるこうした都府県差は，ほとんどの場合，作成にかけた予算の違い，特定分野の研究者の存在の有無と，発行に携わる関係者の情熱の程度によるものといえそうである。

さらに，地方版における，貴重性評価のカテゴリーの基準はさまざまである。早期に作成されたものでは旧全国版に，最近のものは改訂全国版，すなわちIUCNの基準に準拠しているのが普通だが（例えば熊本県希少野生動植物検討委員会，1998），必ずしもそうとも限らない。

国とまったく同じ基準をとった場合には，例えば早期に出版されたものでは広島県版（広島県，1995），最近のものでは高知県版リスト（高知県文化環境部環境保全課，2000）などに見られるように，その旨を明記している。しかし，これは厳密にいえば不可能な話である。地方では生物種の分布面積や個体数が，国よりも小さい値をとるのは当然である。国のごく一部にすぎないのだから，とくに全国版の新基準に準拠しようとするなら，基準に用いる面積だけでも小さくせねばおかしい。

一方，全国版とは，まったく独立した基準をとっている都府県もある（例えば三重県や島根県）。こうしたことから，地方版で取りあげられている希少度ランクの数はさまざまで，三重県版の3区分から山口県版の12区分まで大きく異なっている。全国版には見られない，地方独自の基準やランクの中には，例えば基準産地に注目したり，減少予備群と考えられる種を含む，要注目というランクが含まれている（例えば大阪府，2000 a；滋賀県琵琶湖環境部自然保護課，2000 a）。

地方版の一つの特色は，東京版（東京都環境保全局，1998 a），埼玉版（埼玉県環境部自然保護課，1996）に見られる。これらの版では地域を区分して，地域ごとに種にランクをつけている。東京版では，まず，全地域を本土部，伊豆諸島，小笠原諸島に区分し，さらにこれらを細分している。

例えば，本土部には都区内と北，南，西の合計４地域を分けて，それぞれの種にランクを設けている。爬虫類のシロマダラを例に挙げれば，都区内ではＡランク（旧全国版の絶滅危惧相当），北，南ではＢランク（同危急相当），西ではＣランク（同希少相当）と，異なったランクが与えられている。

一方，埼玉版では全地域を，地形に基づいた地帯に区分している。即ち，亜高山帯から低地帯までの５地帯で，さらに低地帯を３地域に区分して，合計７地帯別を設定したうえで，種ごとにランクを与えている（旧全国版に準拠，一部追加）。例えば，シロマダラは大宮台地では絶滅，荒川以西では留保，台地・丘陵帯では希少だが，低山帯ではランク無し，といった具合である。

これらの評価は実情を正確に表わしている点では理想的である。しかし，これらの地理的境界の設定は責任部局を明確化する点で利点があっても，生物はそれを超えて移動するはずである。また，実際には地域別よりも，分類群単位で保護策をたてていくことが多いから，保護・保全の面からは現実的でないともいえる。

### 全国版と地方版の比較

すでにランク付けの話題に入ってしまったが，全国版と地方版で，同一種のランクの扱いは必ずしも同じにはならない。これは，一般に生物種は局在して分布するという観点からすれば当然ではある。例えば貴重種の多い沖縄県の両生類の場合，ナミエガエル，オオハナサキガエル，ホルストガエルでは全国版と地方版（沖縄県，1996）のランクが同じであるが，イボイモリ，イシカワガエル，ハナサキガエル，コガタハナサキガエルに関しては全国版のほうが地方版よりも保護の必要度が高いものとして取りあげられている。この例は，地方から見れば中程度のランク該当でも，国全体から見れば，分布の限られた高度ランク該当の希少種に相当する例である。そして極端な場合には，国全体から見て希少種でも，その分布域内部では普通種であることさえ，あり得る。例えば沖縄県のシリケンイモリがそれに当たる。

逆に，広域分布種の場合は，国全体から見れば中程度のランク該当でも，ある分布域内部では高度ランク該当の希少種とされることも起こり得る。例えば高知県のオオイタサンショウウオ，大阪府，兵庫県，広島県のダルマガエルがそれである。

行政面では，同一種で国と地方のランクの違う種が問題となる。なぜなら，行政では，それぞれの種のランクが保護保全の対策に大きく響くからである。例えばオオサンショウウオの例を見ると，全国・三重・広島・熊本ではNT（準絶滅危惧＝旧希少），大阪・兵庫・島根ではVU（絶滅危惧II＝旧危急），滋賀ではEN（絶滅危惧）というように，地域によってランクはかなり異なっている。幸いなことに，オオサンショウウオは特別天然記念物であるため，少なくとも個体の捕獲は原則的にあり得ないが，これが他種の場合であれば，実際にどのような格付けになるかが，保護行政面で大きな問題となる。爬虫類の例としてミナミイシガメ（改定全国版では本土産はシロイシガメとなっている）を見ると，地方版の中にはこの種をリストに挙げている例があるが，全国版にまったく挙がっていないことが理由で，地方版に掲載されている事実が無視され，保護・保全施策が計られない可能性が大きいのである。

これとは逆に，全国版に入っているものが地方版で無視されることはまずない。しかし，保護保全上は，その逆が重要である。つまり，全国版のリストに入っていない種は，そのことが理由で保護上無視される可能性が高い。そうした問題をある程度解決してくれるのが，地方独自の選定種で

ある。現在，全国版に掲載されていない種でも多くの府県で注目されている種がある。例えば両生類ではヒダサンショウウオが挙げられる。この種については，その生息域を含む8都府県中，7都府県でリストに取りあげられている。また，爬虫類ではもっと例が多く，全国版に見られないタカチホヘビ，シロマダラが頻繁にリストに挙げられるだけでなく，要注目というような地方独自のランクにヒバカリ，ジムグリ，そしてマムシさえが掲載される場合がある（例えば滋賀県琵琶湖環境部自然保護課, 2000 a）。

このように地方版には地域固有の特色があるが，地方版RDBの総和が，国のRDBとなることは，まずないといえる。そんな事態になれば，あまりにも保護に留意すべき種数が増加し過ぎて，かえって逆効果になりかねないのである。とはいえ，今後，全国版の見直しが行われる場合には，地方版RDBの内容を無視すべきではない。むしろ，それを重視し，反映すべき点は早急に反映すべきである。例えば，ヒダサンショウウオのように，複数の地方版で取りあげられる種にはまず注意を払うべきであろう。そのためには，まず，すべての地方版が出揃うことが必要である。そして，国と各地方との歩調を併せた見直しが理想的である。

全国版・地方版に共通している欠点は，IUCNのランクに厳密に準拠したような定量的なデータに欠けることである。また，IUCNのランクと全国版との間にも，ここで述べている全国版と地方版に相当する問題がある。限定された分布域だけに注目し，IUCNのランクに厳密に準拠すれば，例えば隠岐のような，小さな島嶼の個体群はすべてが保護の対象となってしまう。しかし，そうなると，とくに住民の生活との関係などで問題が生じ，結果的に生物保護・環境保全には逆効果となり得るだろう。面積的により大きい都府県レベルで見ても，個々の地方には，政策的な事情もあり，ランク付けは必ずしも生物学的事情を反映するとは限らない。例えば，有用魚種をリストに掲載することは，漁業との関連で大問題となるが，これも，例えばクジラやマグロを巡る世界各国と日本の関係の縮図ともいえる，必然的な現象といえよう。

なお，地方版のいくつかでは写真と簡単な解説を盛り込んだ，いわゆる普及版が見られる（例えば，兵庫県自然保護協会，1997）。こうした一般向けの冊子が誰にでも容易に入手できることは，保護・保全の思想を普及させるうえで限りなく重要である。全国版ではまだないが，今後，早急に考慮していくべき課題といえよう。

## 結　語

国主導，地方追従という行政のすべての場面に見られる構図は，生物保護・環境保全の問題においても例外とはなり得ないものらしい。しかし，国が一方的に先行し，地方がそれに従うという状況が良くないのは当然である。日本全体の生物保護・環境保全の観点から見れば，まず各地方版が完成し，各地における詳細な情報が揃ったり，各地に固有の事情が浮かび上がったうえで，その結果を横並べにして検討を加え，全国版を作成するというのが理想的な順序である。国と地方は相互に情報を与え合い，考えを認め合うというあり方にしていくべきなのだ。しかし，地方版出版の足並みが揃っていないのが現状であるし，すべての地方版の完成を待っているわけにもいかない。我が国の自然環境破壊と生物種の衰退のスピードには，そんな悠長なことを言っておれないだけのものがあるからだ。とはいえ，まだRDBの完成に至っていない地方は「バスに乗り遅れない」，というような発想ではなく，十分にその必要性を認識したうえで，信頼できる基礎資料に基づいて

RDBの発行に取り組んでいくべきである。

## 引用文献


広島県. 1995. 広島県の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブックひろしま－. 437pp. 広島県環境保健協会, 広島.

兵庫県. 1995. 兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック－. 286pp. 兵庫県保健環境部環境局環境管理課, 神戸.

兵庫県自然保護協会. 1997. ひょうごの野生動物. 229pp. 神戸新聞総合出版センター, 神戸.

IUCN. 1996. 1996 IUCN Red List of Threatened Animals. 448pp. IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK.

環境庁. 1991. 日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－. 脊椎動物編. 331 pp. 日本野生生物研究センター, 東京.

環境庁自然保護局野生生物課. 2000. 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－（爬虫類・両生類）. 120pp. 自然環境研究センター, 東京.

高知県文化環境部環境保全課. 2000. 高知県動物版レッドリストについて. 37pp. 高知県文化環境部環境保全課, 高知.

熊本県希少野生動植物検討委員会. 1998. 熊本県の保護上重要な野生動植物－レッドデータブックくまもと－. 381pp＋付表. 熊本県環境生活部自然保護課, 熊本.

三重県自然誌の会. 1995. 自然のレッドデータブック・三重－三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物－. 183pp. 三重県教育文化研究所, 津.

沖縄県環境保健部自然保護課. 1996. 沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物－レッドおきなわ－. 479pp. 沖縄県環境保健部自然保護課, 那覇.

大阪府. 2000 a. 大阪府における保護上重要な野生生物－大阪府レッドデータブック－. 442pp. 大阪府, 大阪.

———. 2000 b. 大阪府野生生物目録. 351pp. 大阪府, 大阪.

埼玉県環境部自然保護課. 1996. さいたまレッドデータブック－埼玉県希少野生生物調査報告書動物編－. 335pp. 埼玉県県政情報資料室, 浦和.

滋賀県琵琶湖環境部自然保護課. 2000 a. 滋賀県で大切にすべき野生生物（2000年版）目録. 176pp. 滋賀県琵琶湖環境部自然保護課, 大津.

———. 2000 b. 滋賀県で大切にすべき野生生物（2000年版）解説書（CD-ROM）. 滋賀県琵琶湖環境部自然保護課, 大津.

水産庁. 1998. 日本の希少な野生水生生物に関するデータブック. 16＋437＋4pp. 日本水産資源保護協会, 東京.

東京都環境保全局. 1998 a. 東京都の保護上重要な野生生物種. 1998年版. 77pp. 東京都環境保全局自然保護部, 東京.

———. 1998 b. 東京都の野生生物種目録. 1998年版. 127pp. 東京都環境保全局自然保護部, 東京.